

(大分海区漁業調整委員会 伊予灘及び豊後水道におけるくるまえびの採捕の禁止)

大分海区漁業調整委員会告示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号) 第二十条第一項の規定により、次のとおり全長十三センチメートル以下のくるまえびの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和八年三月三日

大分海区漁業調整委員会会長 阿 部 貴 史

一 禁止区域

次の点イと点ロとを結んだ直線、点ロから姫島(大分県東国東郡)を北回りに点ハに至る間の最大高潮時海岸線から八千メートルの線及び点ハから点ニを通る直線を順次に結んだ線以南の大分県海域

点イ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点

点ロ 点イから磁針方位三百五十度八千メートルの点

点ハ 東国東郡姫島村姫島灯台から山口県熊毛郡上関町小祝島西端見通し線上八千メートルの点

点ニ 山口県熊毛郡上関町小祝島西端

二 禁止期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで